

令和8年度 体罰防止のための取組及び体制

1 管理職のリーダーシップ

- ① 体罰を禁止し生徒理解に基づく指導を徹底するために、管理職が日頃からの指導体制を構築し、体罰を許さない学校づくりを実践する。
- ② 管理職自らが授業中や休み時間、部活動の時間に校内を巡回し生徒や教職員の状況を把握するとともに、課題があった場合は早期に対応する等、リーダーシップを発揮する。
- ③ 体罰防止のための研修を学期に1回、年3回実施する。
- ④ 生徒には定期的に体罰調査アンケートを実施する。
- ⑤ 保護者や地域にも指導方針を周知し、体罰を許さない環境づくりに努める。

2 教職員の指導力向上

- ① 体罰によらない指導を充実させるために、教職員が常に学び合い、指導力を高める。
- ② 体罰についての法的知識や体罰が起きる背景等の知識を深めるとともに、適切な指導方法等について全教職員で学ぶ。
- ③ 「体罰は絶対にあってはならない」という認識を定着させるよう、定期的に体罰防止に関する意識を喚起する。
- ④ 生徒を理解し、コミュニケーションを深めるための具体的な手法を身に付け実践する。
- ⑤ 授業や部活動において、生徒が主体的に学び活動できるような理論や指導方法を身に付け実践する。

3 組織的な指導体制の確立

- ① 教職員個人が課題を抱え込み、解決を焦ったり指導に行き詰ったりすることがないように、組織的に複数体制で指導し、指導方法や指導内容を明確にして対応する。計画的・継続的な指導体制を確立し実践していく。
- ② 企画調整会議や学年会・校内支援委員会を週1回開催し取組の推進を図る等、校内における体罰防止の指導体制を確立する。
- ③ 問題行動等への指導は個人で密室では対応せず、複数の教職員で対応する。
- ④ 授業中や休み時間、部活動の時間に計画的・組織的に校内を巡回し状況を把握する。
- ⑤ 教職員間で常に情報を共有しチームで対応する。
- ⑥ 定期的に教職員が体罰に関するチェックリスト等を活用し、自らの指導を見直す。
- ⑦ 教職員が互いの授業や部活動を見合い、指導方法の課題等を検討し合う。

4 体罰によらない指導の徹底に向けて

- ① 体罰についての正しい知識をもつ。（法的根拠、体罰が起きる背景、体罰と厳しい指導との違い等）
- ② 企画調整会議、職員会議、部活動顧問会を活用し、学校の現状、各自の課題を確認する。
- ③ アンガーマネジメント研修等を通して、体罰によらない指導方法を組織的に実践する。
- ④ 定期的に状況を確認し、改善すべき点がある場合は、早期に対応する。
- ⑤ 絶対に体罰は許されないという校風と教育環境を維持する。